

特集にあたって

小児在宅医療の新しい潮流

企画・構成 **前田浩利** Maeda Hirotooshi
(医療法人財団はるたか会理事長)

2019(平成31)年、今年になって小児在宅医療の新しい流れを感じる。2016(平成28)年に、日常的に医療ケアと医療機器が必要ないいわゆる医療的ケア児を、明確に障害児として地域での支援の対象とし、そのために医療・福祉・保健・教育の連携の場づくりを定めた児童福祉法と障害者総合支援法の改正法が成立して、そろそろ3年経過しようとしている今、医療のなかにある確かな動きが生まれている。それは、小児在宅医療を学び、実践しようとする医師の増加である。

この動きに統計的な裏づけや根拠となる調査があるわけではないのであるが、筆者が参加するさまざまな研修会や筆者らの法人の診療所で学びたいとやってくる医師の増加などから、日々確かな手応えを感じている。さらにこの小児在宅医療実践への意欲は、成人の在宅医療に熱心に取り組んできている医師だけでなく、小児科医師のなかにも確実に広がりつつある。

従来、病院医療を本流とするムード、在宅医療を傍流とみなすような、技術も労力もそれほど必要としない副次的な医療というような言葉にならないムードがあるように筆者は感じていた。それは成人・高齢者に対する在宅医療でも感じていることであったが、とくに小児医療のなかでそのようなムードは強かった。実際、当院にも、病院医療のなかで少し疲れてしまい、心と身体のクールダウンをするために、自身のキャリアのインターバルとして在宅医療に参入する医師の姿があった。

しかしここ最近では、在宅医療を本当に子どもと家族に寄り添える医療であると考え、相当な技術と労力を要する本格的な臨床実践の場であると捉えて、自分自身の臨床医としてのさらなる成長と経験蓄積のために、小児在宅医療の現場に飛び込んでくれる小児科医師が、確実に増えてきている。同時に、成人在宅医療を担う医師の間にも、在宅医療の専門性を追求するなかで、自分たちに求められる役割・枠組みとして、小児の在宅医療ニーズに応えることへの理解と実践が、同時に広がりつつある。そして、それと向き合う病院の側にも、さらなる地域医療・障害福祉への理解とアウトリーチの必要性が生じている。

そこで本特集では、小児在宅医療を取り巻くそうした背景・動きを念頭に企画した。本特集が、小児在宅医療の新しい潮流を生み出す一助となれるよう願っている。